

## 「あしぎんフリーローン」「ふるり」WEB完結型取引規定

### 第1条（契約の成立）

1. この取引は、株式会社足利銀行(以下「銀行」という。)が管理するWEB画面上において、借主が契約内容に同意した時点で、借主と銀行との間で契約手続きは完了するものとし、借入金が入金された時点で契約が成立するものとします。

### 第2条（借入金の入金）

1. この契約に基づく借入金は、借主が、銀行が管理するWEB画面上の契約内容に同意した日（契約手続完了日という）の2営業日目以降の銀行が定める日に返済用預金口座に入金されるものとします。

### 第3条（元金返済額等の自動支払）

1. 借主は、元金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元金返済額相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金(遅延している元金に対して14%、1年を365日とし日割で計算する)の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
4. 借主は、本借入に関連して負担する事務取扱手数料および本借入に関する銀行の立替費用を第2項と同様の方法で支払うことを銀行に委託します。

### 第4条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済する場合は、繰り上げ返済日の20日前までに銀行へ通知するものとします。
2. 繰り上げ返済により未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

繰り上げ返済 できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額
返済期日の 繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。 この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。

また、以降の各返済日を繰り上げず、毎月の返済額を減額することもできるものとします。

### 第5条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - ①借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元金（損害金を含む）を返済しなかったとき。

②借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。

2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

②借主が支払を停止したとき。

③借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

④前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

⑤銀行に対する届出内容や提出書類に、虚偽または事実と異なる内容があると認められたとき。

## 第6条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人（以下「借主等」と総称する。）は、借主等、ならびにローン契約に関する借主と保証会社との間の保証委託契約にもとづく借主の保証会社に対する債務の保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなかった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主等は、借主等および保証会社保証人等が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 借主等または保証人会社保証人等が暴力団員等もしくは第1項各号いずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との契約を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、借主が、住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受理しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前記請求が延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

4. 前項の規定の適用により、借主等または保証会社保証人等に損害が生じた場合にも、借主等は銀行になんらの請求をせず、保証会社保証人等にも請求させません。また、銀行に損害が生じたときは、借主等がその責任を負います。

#### 第7条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

#### 第8条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第4条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の20日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

#### 第9条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

#### 第10条（取引印鑑）

この取引における変更手続等で使用する印鑑は、その変更手続時点での返済用普通預金口座の届出印とします。

#### 第11条（危険負担、免責条項等）

1. 借主が銀行に対して差し入れた契約書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷、消去又は延着した場合には、借主は、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。また、借主は、銀行から請求を受けた場合には直ちに代わりの契約書等を差し入れるものとします。
2. この取引において、銀行所定の払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を、預金

口座について届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱った場合は、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

3. 第1項又は第2項において生じた損害又は費用については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。
4. 銀行が借主に対する権利の行使等に要した費用、及び借主が自らの権利を保全するために銀行に協力を依頼した場合に要した費用は、借主の負担とします。

#### **第12条(成年後見人等の届出)**

1. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に書面によって当行に届け出るものとします。
2. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
3. 借主又はその代理人は、既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して第1項及び第2項と同様に届け出るものとします。
4. 借主又はその代理人は、第1項から第3項の各項の届出内容に変更又は取消が生じた場合も、銀行に対して同様に届け出るものとします。
5. 第1項から第3項の各項の銀行に対する届出の前に生じた損害は、借主の負担とします。

#### **第13条(届出事項の変更)**

1. 借主は、氏名、住所その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に対し書面により届け出るものとします。
2. 借主が、前項の届出を怠り、又は銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からなされた通知又は書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### **第14条(報告及び調査)**

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求したときは、信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な資料等を提供するものとします。
2. 借主は、信用状態について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅延なく報告するものとします。

#### **第15条(債権譲渡)**

1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む。)することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含む。)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

#### **第16条(規定の変更)**

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第17条（公正証書の作成）

借主および保証人は、銀行の請求があるときは、直ちにこの契約による債務にて強制執行の認諾のある公正証書を作成するために必要な手続をとるものとします。このために要した費用は借主と保証人が負担するものとします。

#### 第18条（合意管轄）

1. 基本契約、及び基本契約に基づく借主と銀行の諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

